

# 福岡県公報

令和3年11月30日  
第254号

## 目次

### 告示(第959号-第965号)

- 公有水面埋立ての竣功認可 (港湾課) ..... 1
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ..... 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ..... 3

### 公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ..... 4
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) ..... 5
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ..... 6

### 雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見

の募集

(環境保全課) ..... 6

## 告示

### 福岡県告示第959号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年11月30日

苅田港港湾管理者 福岡県  
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 竣功認可年月日  
令和3年10月29日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所(主たる事務所の所在地)並びにその代表者の氏名
  - (1) 竣功認可を受けた者  
福岡県  
福岡市博多区東公園7番7号
  - (2) 代表者  
福岡県知事 服部 誠太郎
- 3 竣功認可をした埋立区域
  - (1) 位置  
京都郡苅田町鳥越町9番1及び10番1の地先公有水面
  - (2) 区域  
2-2-3-3工区  
次の各地点のうち㉒の地点と㉓の地点を結んだ線、㉔の地点と㉕の地点を結んだ線、㉖の地点と㉗の地点を結んだ線、㉘の地点と㉙の地点を結んだ線及び㉚の地点と㉛の地点を結んだ線により囲まれた区域。  
㉒の地点 基点から58度17分20秒、2,492.32メートルの地点  
㉓の地点 ㉒の地点から157度14分00秒、892.27メートルの地点

- ㉞の地点 ㉟の地点から247度13分46秒、265.99メートルの地点
- ㊱の地点 ㊲の地点から247度13分46秒、110.02メートルの地点
- ㊳の地点 ㊴の地点から337度13分58秒、12.27メートルの地点
- ㊵の地点 ㊶の地点から337度13分38秒、893.03メートルの地点
- ㊷の地点 ㊸の地点から70度05分45秒、260.32メートルの地点

(3) 面積

2-2-3-3工区 326,504.46平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年2月23日6港第419号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村の事務所  
 苅田町役場

**福岡県告示第960号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川木井馬場字坂清水40、字狐塚43の1、43の2、52、54、字上ノ原55の5、59の3、59の4、字瀬戸ヶ谷93の1、93の2、101、108、119、字商人松284から287まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字狐塚43の1・43の2・52・字上ノ原59の4・字瀬戸ヶ谷101・108・119・字商人松284から286まで（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第961号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

豊前市大字川内1320の1、1660の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第962号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第208号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市崎2丁目(2)	福岡市南区市崎二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第963号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第209号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市崎2丁目(2)	福岡市南区市崎二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第964号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市崎2丁目(2)	福岡市南区市崎二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第965号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市崎2丁目(2)	福岡市南区市崎二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 公 告

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
柳川市三橋町柳河字藪地884番1、884番2、884番5から884番8まで、885番1、885番2、885番6、885番9から885番11まで、887番1、887番6、887番8、888番3から888番6、888番9及び888番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
代表取締役 伊藤 光博

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
柳川市間字宮田652番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区港南一丁目2番70号  
NTT・TCリース株式会社  
代表取締役 成瀬 明弘

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市干潟1271番4及び1313番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市干潟1209番2

重松 澄子

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和3年10月29日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称) スパイシーモール行橋  
(2) 所在地 行橋市南大橋六丁目651番1外、西泉六丁目2991番1外
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	敷地南東側、敷地東側	3	敷地南東側、敷地東側、敷地南西側

**公安委員会****福岡県公安委員会告示第250号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年11月30日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所

#### (1) 講習会の日時

令和4年1月26日（水） 午前10時から午後5時までの間

#### (2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

#### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### (4) 受講可能人員

20名

### 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第251号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年11月30日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和4年1月12日（水） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
令和4年1月20日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
令和4年1月28日（金） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町3丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署

### 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱の知識と実際」を必ず持参すること。



- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

### 福岡県公安委員会告示第252号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和3年11月30日

福岡県公安委員会

#### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年2月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

#### 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年2月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の

練習をするように努めること。

- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 雑 報

### 福岡県環境審議会公告

福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）に係る答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和3年11月30日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

#### 1 意見募集の対象

福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）に係る答申案

#### 2 答申案の要旨

##### 第1章 計画策定・改定の背景

- 地球温暖化の現状
- 国内外の動向
- 前計画の点検・評価
- 県民及び県内事業者の意識・意向

##### 第2章 計画の基本的事項

- 計画策定・改定の趣旨等
- 対象とする温室効果ガス
- 計画の期間
- 基準年度、削減目標の年度

##### 第3章 福岡県の地域特性

- 1 自然的条件
- 2 社会的条件
- 第4章 温室効果ガス排出量・吸収量の現況推計・将来推計
  - 1 現況推計
  - 2 将来推計
- 第5章 温室効果ガス排出削減目標
  - 1 目標設定の基本的な考え方
  - 2 福岡県の温室効果ガス排出量の削減目標
  - 3 部門別の目標と特に重要な取組の方向性
- 第6章 地球温暖化対策（緩和策）
  - 1 福岡県における緩和策の取組
  - 2 地域特性を踏まえた対策の方向性
- 第7章 地球温暖化対策（適応策）
  - 1 気候変動の影響（現況・将来予測される影響）
  - 2 福岡県の適応策の方向性
  - 3 福岡県における適応策の取組
- 第8章 計画の推進体制・進行管理
  - 1 計画の推進体制
  - 2 計画の進行管理
- 3 答申案の閲覧場所等
  - (1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。
  - (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
  - (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区域内7-8 小倉総合庁舎内）
  - (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
  - (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
  - (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
  - (6) 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
- 4 意見書の提出期間  
県公報登載の日から令和3年12月13日（月）まで（必着）

- 5 意見書提出の方法  
持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
- 6 意見書の提出先  
福岡県環境部環境保全課  
(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(ファクシミリ) 092-643-3357  
(電子メール) chikyu@pref.fukuoka.lg.jp  
※問い合わせ先電話番号：092-643-3356
- 7 意見書提出者の範囲
  - (1) 県の区域内に住所を有する者
  - (2) 県の区域内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 県の区域内に存する事務所等に勤務する者
  - (4) 県の区域内に存する学校に在学する者

別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、200字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。